



米国FTCによるFACEBOOK反トラスト訴訟の概要

2022年2月1日

NERAエコノミックコンサルティング
矢野 智彦（アソシエイトディレクター）

経済産業省 デジタル取引環境整備室
プラットフォームエコノミクス研究会

FTC v. Facebook Inc.

- 2020年12月、FTCがFacebook（現Meta）を連邦地裁に提訴
 - Instagram、WhatsAppの買収及び競合他社へのデータアクセス制限等の行為がシャーマン法2条（独占化行為）違反であると主張
 - その他、州司法長官・複数の集団原告（クラス）による訴訟も提起
- 今年1月11日、FTCによる再提訴が認められ、ようやく訴訟が本格的にスタートする段階
 - 訴訟提起から1年で地裁判決が出たEpic v. Appleと比べるとゆっくりな進行

フェイスブック訴訟、地裁がFTCの再提訴認める

The Wall Street Journal

経済・政治 The Wall Street Journal発

2022.1.12 8:45



【ワシントン】米メタ・プラットフォームズ傘下のソーシャルネットワーク(SNS)、フェイスブックが独占的地位を乱用しているとされる件について、米首都ワシントンの連邦地裁は11日、公正取引委員会(FTC)が再提起した反トラスト法(独占禁止法)訴訟を認める判断を下した。フェイスブック側は、一部修正されたFTC側の訴えを退けるよう求めている。FTCは2020年末、フェイスブックを相手取った反トラスト訴訟を起こしていたが、ジェームズ・ボースバーグ判事は昨年6月、同社が違法な独占に関わったことが十分に示されていないとし、訴訟を退けていた。

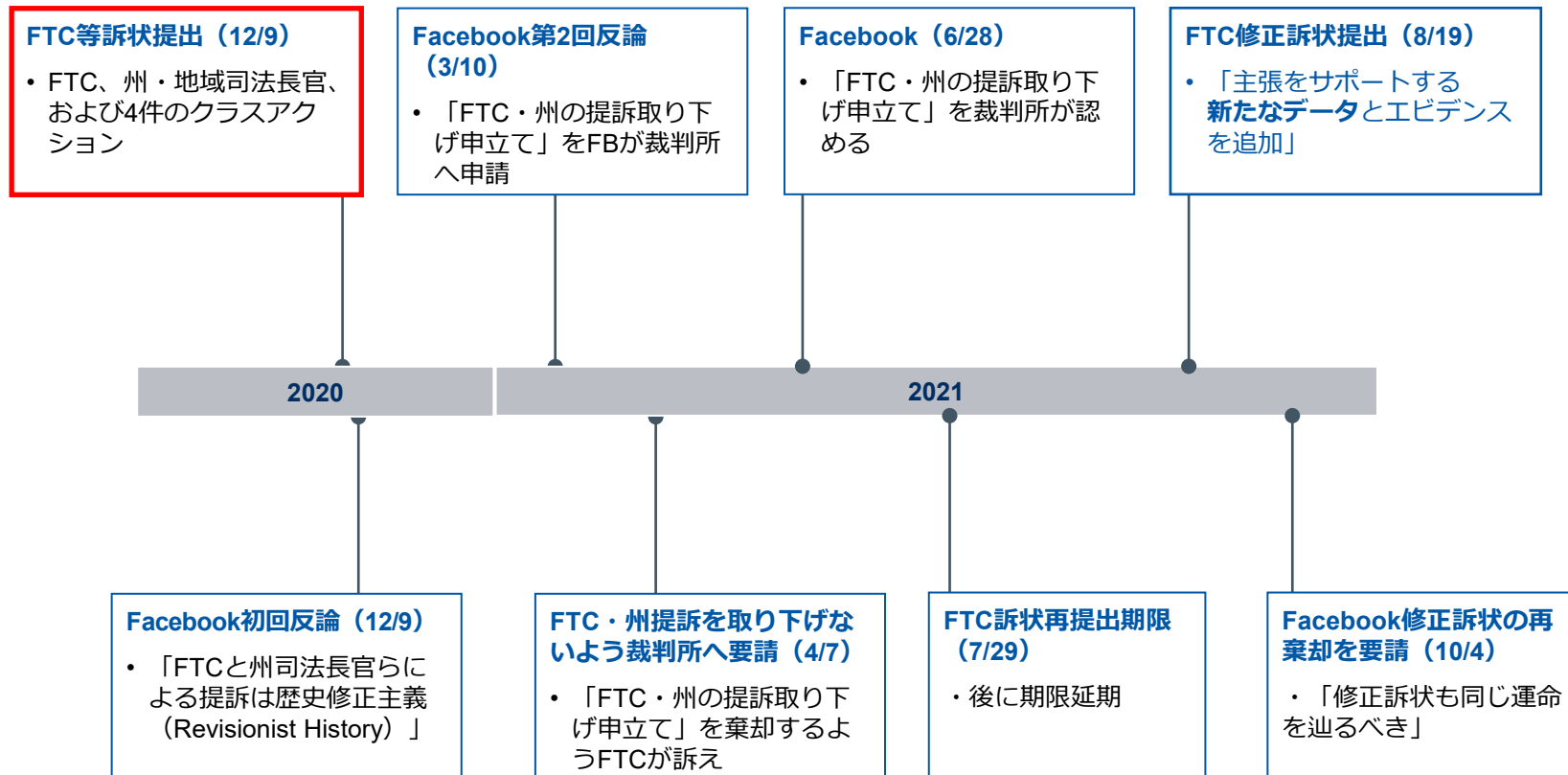
Facebook反トラスト訴訟の経緯

今回はFTC訴訟に焦点を当て修正訴状までを解説

時期	出来事
2020年	
12月9日	FTC、州・地域司法長官、および4件のクラスアクション原告がFacebookを反トラスト法違反で訴訟提起 Facebook初回反論。「FTCと州司法長官らによる提訴は歴史修正主義（Revisionist History）」と主張
2021年	
3月10日	Facebook第2回反論、連邦地裁に対してFacebook・FTC・州の提訴却下申立て（motion to dismiss）
4月7日	FTC及び州提訴の原告、提訴を取り下げないよう連邦地裁に求める
6月28日	連邦地裁、FTC・州の提訴却下申立てを裁判所が認める。FTCに対しては訴状の再提出を認め、州に対しては訴訟自体を棄却
8月19日	FTC、修正訴状を提出
10月14日	Facebook、FTCによる修正訴状の再棄却を連邦地裁に申立て
2022年	
1月11日	連邦地裁、Facebookによる棄却の申し立てを棄却し、FTCによる提訴を認める
1月15日	48州がFacebookを再提訴
1月28日	州訴訟に対しアセモグル、スティグリッツら経済学者16人が法廷助言人（amicus curiae）としてFacebookの行為の反競争性について意見を述べる

FTC、訴状を提出（2020年12月）

時系列



FTCの主張（最初の訴状）

Facebookの独占力と反競争行為を主張

1. 関連市場と独占力（relevant market and monopoly power）
 - 関連市場は個人向けSNS市場であり、Facebookはその中で60%以上のシェアを占める
2. 反競争行為（anticompetitive conduct）
 - InstagramおよびWhatsAppの買収
 - 競合サービスを提供するサードパーティーによるFacebookのデータへのアクセス制限
3. 競争阻害性（harm to competition）：利用者と広告主に以下の不利益
 - イノベーション減退
 - 消費者や広告主にとっての選択肢の減少
 - 競合他社成長の妨害
 - 品質低下

FTC訴状：関連市場は個人向けSNS市場

個人向けSNS市場：

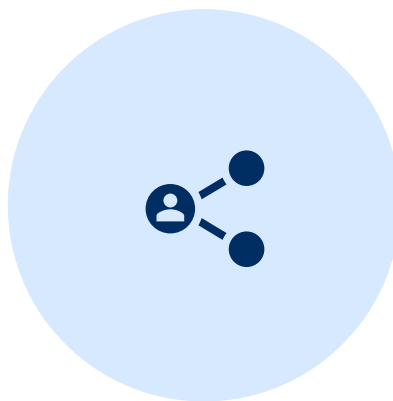
FTCはFacebookが属する個人向けSNS（市場）は、以下の3要素によって特徴づけられると主張

特徴1：ソーシャル
グラフ上に形成



友人・知人・家族のつながり（**ソーシャルグラフ**）をベースにしている

特徴2：個人的やり
取りを行う



つながっている人と**交流**や、コンテンツを**シェア**できる
写真・ニュースフィード・
一対多放送等

特徴3：個人間関係
の構築・拡張

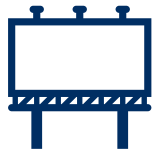


他ユーザーと新たにつながり、人間関係を**広げる**ことができる

(参考) FTCとFacebookの念頭にある関連市場

- デジタル広告市場：Facebookが主張を仄めかしている関連市場
- ソーシャルメディア・モバイルメッセージ・専門的ネットワーク：FTCはこれらは個人向けSNS市場と異なると主張

デジタル広告



- ユーザーではなくウェブ広告主を顧客とする市場
- **個人向けSNSのみならずあらゆるデジタル広告を含む広い市場概念**
- FB収益の大半

ソーシャルメディア



- オンラインビデオ・音楽視聴サービス市場
- YouTube、Netflix、TikTok、Spotify等
- ユーザー間**交流ではなくコンテンツ消費**

モバイルメッセージ



- モバイルデバイスでのメッセージ送受信サービス市場
- WhatsApp、LINE等
- ソーシャルグラフをベースとせず
- 共通の知人・趣味を持つ他人と**つながる機能無し**

専門的ネットワーク



- 特定のテーマに特化したオンラインネットワーク市場
- LinkedIn等
- **限定的コミュニティ**

FTC訴状：市場シェア60%以上

- FTCは何の根拠も示さずFacebookの市場シェアを60% (in excess of 60%) と主張

(参考) 最初の訴状における市場シェアに関する主張の全て

64. Facebook holds monopoly power in the provision of personal social networking in the United States, and has held such power continuously since at least 2011. Facebook has

18

Case 1:20-cv-03590-JEB Document 51 Filed 01/13/21 Page 19 of 53

maintained a dominant share of the U.S. personal social networking market (in excess of 60%) since that time, until the present day. It is likely to continue to hold monopoly power for the foreseeable future.

FTC訴状：参入障壁により支配的地位が守られている

- FTCは、Facebookが米国の個人向けSNS市場で圧倒的な地位を占めているのは、直接的なネットワーク効果や高いスイッチング・コストなどの大きな参入障壁があるからであると主張
 - ネットワーク効果：利用者の友人や家族がすでに参加している既存の個人向けSNSを新規参入者が追い越すことは非常に困難ことを指摘
 - シェアで優位に立っていることから、強い直接的なネットワーク効果の恩恵を受けている
 - スwitchingコスト：Facebookを通じて築いたつながり、蓄積した投稿や共有体験を、他の個人向けSNSに移すことは容易ではないことを指摘

FTC訴状：Instagram・WhatsAppの買収は反競争的

- 以下の2件の買収（FTC承認済）は、いずれも潜在的脅威を無力化し個人向けSNS市場における独占を維持するための反競争的行動である
 1. Instagramの買収
 - 2012年4月、計画発表
 - 同年8月、FTCが承認（非公表）
 2. WhatsAppの買収
 - 2014年2月、計画発表
 - 同年、4月FTCが承認
- ザッカーバーグ氏の「競争するより買った方がいい」（It is better to buy than compete）という2008年のメール上での発言を指摘し、独占維持のための買収であると主張
 - 訴状においてこの発言は少なくとも4回引用されている

FTC訴状：競合サービス提供者等によるFacebook データアクセスへの禁止は反競争的

- 個人向けSNS市場における独占の脅威を排除するためFacebook APIへのアクセスに対して反競争的な条件を課した
 - サードパーティ開発者に対し、Facebook APIへのアクセスの条件として、Facebookと競合するプラットフォームと協働しないことを要求
 - Facebookと競合するサービスの提供者によるAPIへのアクセスを遮断
(下表は訴状で指摘された具体例 (全て2013年))

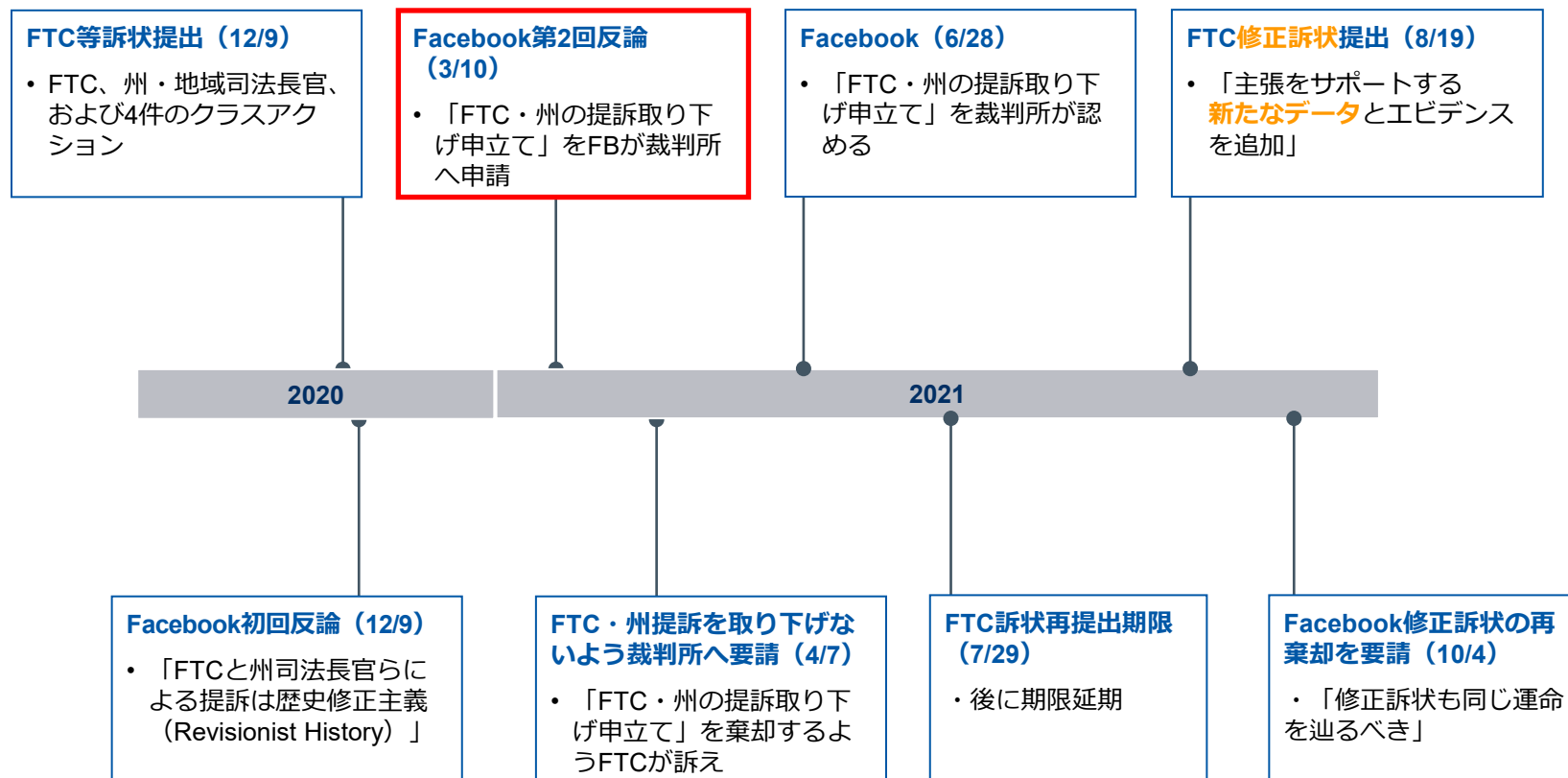
時期	対象	Facebookとの競合分野
2013年4月	Path (Facebookの元マネージャが設立したSNS)	個人向けSNS
2013年12月	Circle (地域SNS機能を有するアプリ)	地域SNS機能
2013年1月	Vine (Twitter社による6秒動画アプリ)	SNS機能 (Facebookの「友達」情報を利用)
2013年全般	メッセージアプリ全般	メッセージ機能

※順番は訴状で指摘された順番

Facebook、提訴の棄却申立て（2021年3月）

FacebookはFTCの主張に多くの問題があると主張

・ 時系列



FacebookによるFTCの主張の問題点の指摘



FTCの主張



Facebookによる問題の指摘

関連市場

- 個人向けSNS市場
- 市場画定に内部矛盾がある（FTCの主張ではFacebookと同じ市場ではないはずのサービス（Vine等）の排除を反競争的と主張している）
- FTCは需要の弾力性の分析を行うことなく市場を定義している
- （間接的には）広告市場が関連市場であると主張

市場支配力

- イノベーションの低下・品質低下等
- 市場シェア60%以上
- 価格上昇、数量低下などの事実の裏付けなし
- イノベーションや品質の低下についても事実の裏付けなし
- FTCはシェアの根拠を示していない

参入障壁

- 利用者間のネットワーク効果
- スイッチングコスト
- 参入障壁の存在を立証する事実を示していない

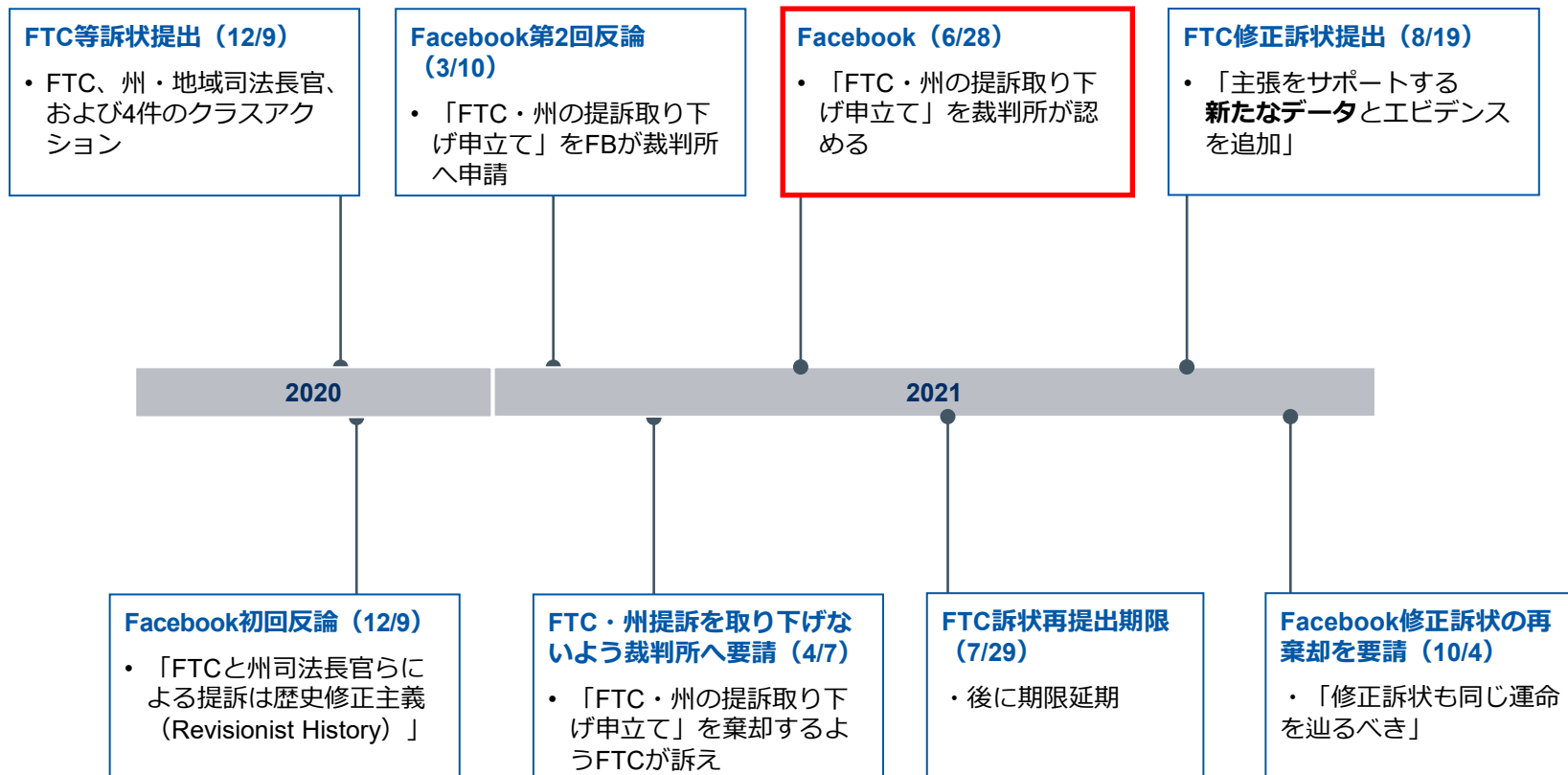
反競争行為

- Instagram・WhatsApp買収
- 過去に承認済であることから差止を求めることはできない
- 当該買収が競争を阻害したとの主張を裏付ける事実がない
- 競合サービスを提供するサードパーティーによるデータアクセスの制限（例：動画アプリVine）
- アクセス制限は独禁法上問題ないとの最高裁判決がある

連邦地裁がFTCの訴状を棄却（2021年6月）

- ・ 連邦地裁は、FTCはFacebookのシェアの立証等に失敗しており、独占力を有するということとはできないと判断
- ・ 棄却したのは訴訟ではなく訴状のみであり、FTCに訴状の再提出を認める

時系列



連邦地裁の判断①：関連市場

連邦地裁はFacebookの指摘は受け入れず、FTCの「関連市場は個人向けSNS市場」との主張自体は批判はあり得るが的外れではないと述べる

- 「FTCの市場画定に内部矛盾がある」とは言えない
 - Vine等は、FTCが画定したFacebookの関連市場には含まれないとしても、Facebookがそれらを「脅威」として排除したのであれば、反競争的である可能性がある
 - 過去の裁判例でも上記の論理を採用している（マイクロソフトしている）
- 「現時点で交差弾力性を具体的に示すべき」との主張はあたらない
 - 訴状の段階では、個人向けSNSと潜在的な代替サービスとの間の要素に着目して利用者にとって交換（不）可能であることを主張しても良い

連邦地裁の判断②：市場支配力・シェアの算定

連邦地裁は、FTCがFacebookの市場シェア60%の根拠を十分に示しておらず、Facebookが市場支配力を有することを立証できていないと指摘

- FTCは関連市場におけるシェア算定の方法を明示していない
 - 個人向けSNS市場では、伝統的産業とは異なり売上高・数量によるシェア算定ができない
 - それにも関わらず、60%以上との数字を導き出した方法を全く示していない
 - 参入障壁を検討するまでもなくFacebookが独占力を有していると判断できない
 - 連邦地裁は以下の方法によるシェア算定は不適切であるとも述べている
 1. 広告収益：広告市場の一部である個人向けSNS市場のシェアとしては不適切
 2. 日次ユーザー数（DAU）・月次ユーザー数（MAU）：個人がSNSをマルチホーミングしている場合にはシェアが過大・過小推定される
 3. 利用時間：個人向けSNS市場はFacebookの全コンテンツをカバーしてはいない（例えば、Facebookで動画を見ている時間は個人向けSNSとしての利用ではないにも関わらずシェアにカウントされてしまう）
- ※ただし、FTCは下記で指摘された方法でシェア算定を行ったとは主張していない

連邦地裁の判断③：反競争的行為

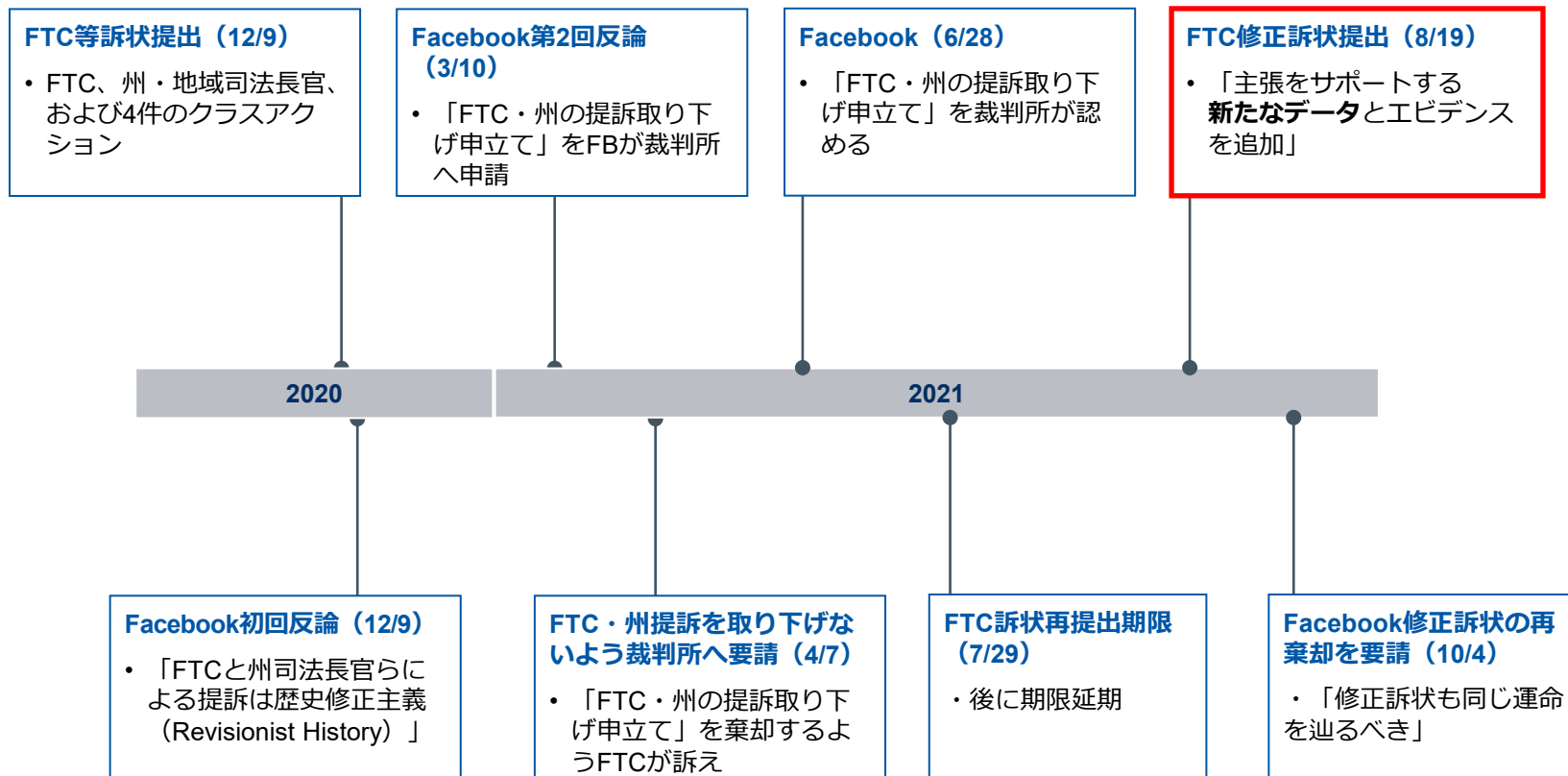
連邦地裁は、今後の訴訟進行の指針として、反競争行為についても言及

- データアクセス制限
 - 競合他社に対しアクセス制限したり、取引を拒否するだけでは反トラスト法（シャーマン法2条）違反とは言えない
 - (i) 独占企業が以前から取引していたライバルに対して、(ii) 独占企業が市場で他の企業と取引を続けている間に、(iii) 長期的に競合企業を廃業に追い込む以外に考えられる根拠がなく、短期的に利益損失を出して実行されたような具体例を含む必要がある
 - FTCが主張する具体例（動画アプリVineの遮断）は全て2013年までの過去のもの
- WhatsAppおよびInstagram買収
 - 買収とは必ずしも資産の「取得」だけではなく、「保有」も意味するため過去の行為ではなく現在進行中の行為であることから、FTCは差止を求めることができる

FTCが修正訴状を提出（2021年8月）

- 2021年8月、FTCが新たにデータとエビデンスを追加した修正訴状を提出。
 - 初回訴状56ページ→修正訴状80ページ
 - 棄却の理由である独占力の争点については2ページ強→約20ページ

時系列



修正訴状のポイント①

シェア算定の根拠についての追加立証

Facebook市場シェアとしてcomScore社データを提出

- シェアの根拠としてcomScore社の以下のデータを引用し、約10年に亘り、以下の指標でFacebookが高いシェアを誇ると主張
 1. 月次利用ユーザー数（MAU）：65%超
 2. 日次利用ユーザー数（DAU）：70%超
 3. 日次利用時間：80%超– 他はSnapchat, Google+, Myspace, MeWe, Path, Orkut, Friendster等
- 修正訴状はこれらのデータ・指標がシェアや市場支配力の指標として適している理由を詳しく論じている
 1. 個人向けSNS市場における競争力は、利用者数、および、利用者がどれだけ熱心に利用しているかという点と関係している
 2. Facebook役員、投資家、競合も上記指標（特にcomScore社のもの）を用いて競争状況を評価している
 3. イギリス・ドイツ・オーストラリアの競争当局も、2019年から2020年にかけて、これらの指標を用いてFacebookの市場支配力を認定している

(参考) 米国以外の競争当局によるFacebookの市場シェアの判断

- イギリス：2020年、CMAはFacebookがソーシャルメディア市場において市場支配力を有すると判断するにあたり、comScore社の利用時間に関するデータに一部依拠。
- ドイツ：2019年、ドイツ連邦カルテル局は、Facebookのデータ利用規約が個人向けSNS市場における支配的地位の乱用にあたると判断。支配的地位の判断にあたり、ドイツ国内におけるFacebookおよび他の企業の DAU および MAU の評価に一部依拠。
- オーストラリア：2019年、オーストラリア競争・消費者委員会がデジタルプラットフォーム調査の結果を発表。この調査では、特に、オーストラリア国内のソーシャルメディアサービスのMAUと利用時間に基づいて、オーストラリア国内におけるFacebookの市場支配力を評価。

修正訴状のポイント②

Facebookの市場支配力を示す歴史的事象を指摘

- FTCは他の直接証拠によっても、Facebookが米国の個人向けSNS市場で有意な市場支配力を行使していたことが明らかであると主張
 1. 過去、Facebookの行為により利用者に大きな不満が生じても、Facebookは競合他社に大きなユーザーやエンゲージメントを奪われることがなかった
 - 例：2018年のケンブリッジ・アナリティカによる利用者データ収集問題
 2. 過去、Facebookの行為により利用者に大きな不満が生じても、Facebookは莫大な利益を享受している
 - 2011年以降Facebookは高い利益と時価総額を維持している点を指摘
 3. アプリがFacebookのプラットフォームと相互接続できないようにする一連の措置をとり競争上の脅威を排除できることが、Facebookの独占力を示している

今後の展開の予想

- 1月12日にFTCによる提訴が認められたことから、今後、実質的な議論が進むものと考えられる
- Facebookによる本格的な反論
- 経済学者の関与の可能性
 - 法廷助言人（州訴訟と同様）
 - 双方の専門家としての経済分析（Epic v. Apple）

IDENTITY AND INTEREST OF AMICI CURIAE

Amici curiae are economists who have substantial experience in antitrust economics and industrial organization. Amici curiae have an interest in assuring that antitrust jurisprudence is based on sound economic principles.

The following individuals submit this brief as amici curiae:¹

Daron Acemoglu

Nancy L. Rose

Cristina Caffarra

Robert Seamans

Gregory S. Crawford

Hal Singer

Tomaso Duso

Marshall Steinbaum

Florian Ederer

Joseph E. Stiglitz

Massimo Motta

Ted Tatos

Martin Peitz

Tommaso Valletti

Thomas Philippon

Luigi Zingales

経済分析に関する予想

Epic v. Appleと同様に独占力の争点で経済分析の応酬が行われる可能性

1. 関連市場

- ゼロ価格市場における市場画定の定量的手法（SSNIQ等）が使用される可能性

2. 独占力

- 転換：利用者に強い不満を抱かせる歴史的事象（修正訴状ポイント②）により利用者・時間による他サービスへの転換
- ネットワーク効果/スイッチングコスト：スイッチングコスト等を定量的に示す試みがなされる可能性



CONTACT US

矢野智彦
アソシエイトディレクター
Tomohiko.Yano@nera.com